



県章

# 山形県公報

平成30年4月10日(火)

第2934号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……379
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……380
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 同……………(同) ……381
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 山形県国民宿舎竜山荘の利用料金……………(観光立県推進課) ……382
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……383
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……384
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……385
- 同……………(同) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……同
- 同……………(警察本部) ……388

## 告 示

### 山形県告示第302号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ツクイ	ツクイ米沢金池 米沢市金池五丁目4番5号	訪問入浴介護	平成30. 3. 30

**山形県告示第303号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ツクイ	ツクイ米沢金池 米沢市金池五丁目4番5号	居 宅 介 護 支 援	平成30. 3. 30

**山形県告示第304号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
医療法人社団みつわ会 鶴岡市茅原町26番23号	児童発達支援事業所 のぞみの家 鶴岡市茅原字草見鶴地内18街区1画地	児 童 発 達 支 援	平成30. 3. 30
医療法人社団みつわ会 鶴岡市茅原町26番23号	放課後等デイサービス事業所 のぞみの家 鶴岡市茅原字草見鶴地内18街区1画地	放課後等デイサービス	同

**山形県告示第305号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ソーシャルサービス	ソーシャルわかば 酒田市亀ヶ崎四丁目11番5号	通 所 介 護	平成30. 3. 23

**山形県告示第306号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
酒田市	訪問看護ステーションやわた 酒田市小泉字前田37番地	訪 問 看 護	平成30. 3. 31

**山形県告示第307号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人朝日ぶなの木会	であい指定訪問介護事業所 鶴岡市熊出字東村157番地2	訪 問 介 護	平成30. 3. 31

**山形県告示第308号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人宏友会	居宅介護支援事業所 あい・たくせい 酒田市北新町一丁目1番58号	居 宅 介 護 支 援	平成30. 3. 31

**山形県告示第309号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
酒田市	訪問看護ステーションやわた 酒田市小泉字前田37番地	介護予防訪問看護	平成30. 3. 31

**山形県告示第310号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
医療法人社団みつわ会 鶴岡市茅原町26番23号	生活介護事業所 のぞみの家 鶴岡市茅原字草見鶴地内18 街区1画地	生 活 介 護	20名	平成30. 3. 30

## 山形県告示第311号

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）第7条第2項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

区 分		利 用 料 金	
宿泊	一般	1人1泊につき	3,730円
	小学生	1人1泊につき	3,040円
	幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。）	1人1泊につき	1,510円
休憩	一般	1人1回につき	1,170円
	小学生	1人1回につき	590円
会議	30畳を超える室	1室につき	7,260円
	20畳を超え30畳以下の室	1室につき	5,070円
	10畳を超え20畳以下の室	1室につき	2,880円
	10畳以下の室	1室につき	1,440円

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

## 2 適用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

## 山形県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天童土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	水 戸 部 秀 憲	天童市大字原町142番地4
同	須 藤 善 則	同 小関二丁目4番18号
同	奥 山 茂 隆	同 大字成生604番地
同	那 須 敬	同 矢野目1387番地
同	山 崎 諭	同 蔵増甲1067番地

同	熊 澤 助 一	同	窪野目156番地の3
同	遠 藤 正 紀	同	貫津239番地
同	瀬 野 輝 雄	同	高揃南67番地
同	佐 藤 圭 一 郎	同	高揃北2185番地1
同	土 屋 健 吾	同	長岡45番地
監 事	細 矢 幸 市	同	大清水1669番地
同	山 澤 久 也	同	塚野目甲328番地
同	小 山 田 忠 雄	同	清池324番地2

山形県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天童土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	今 野 宏 昭	天童市北目四丁目1番25号
同	押 野 弘 行	同 小関二丁目4番68号
同	奥 山 茂 隆	同 大字成生604番地
同	那 須 敬	同 矢野目1387番地
同	山 崎 諭	同 蔵増甲1067番地
同	熊 澤 助 一	同 窪野目156番地の3
同	土 屋 義 一	同 貫津11番地
同	瀬 野 輝 雄	同 高揃南67番地
同	佐 藤 圭 一 郎	同 高揃北2185番地1
同	土 屋 健 吾	同 長岡45番地
監 事	黄 木 淳 一	同 大清水267番地
同	山 澤 久 也	同 塚野目甲328番地

同	見澤正俊	同	清池52番地
---	------	---	--------

**山形県告示第314号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成30年4月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成30年4月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田土生田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
村山市大字土生田字道出4627番1から 同 4610番1まで		旧	1024.5メートル ） 20.5	メートル 385
同	上	新	1077.0メートル ） 20.5	同上

**山形県告示第315号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 基本測量を実施した地域  
酒田市及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間  
平成29年11月13日から平成30年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（火山基本図「鳥海山」作成）

**山形県告示第316号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 基本測量を実施した地域  
米沢市
- 2 基本測量を実施した期間  
平成29年11月13日から平成30年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（火山基本図「吾妻山」作成）

**山形県告示第317号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上川 酒田市から最上郡戸沢村地内  
赤川 酒田市から鶴岡市地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成29年9月13日から平成30年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
酒田市、鶴岡市及び三川町地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成29年10月20日から平成30年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値地形図作成、レベル2,500）

#### 山形県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上市市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
上市市藤吾地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成29年6月16日から平成30年3月23日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車、除雪グレーダ、除雪ドーザ、凍結防止剤散布車及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成30年5月21日（月） 午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量
    - イ ロータリ除雪車2.2メートル級 2台
    - ロ 除雪グレーダ4.0メートル級 2台
    - ハ 除雪グレーダ3.7メートル級 1台

- ニ 除雪グレーダ3.7メートル級（片Vプラウ付き） 1台
- ホ 除雪ドーザ14トン級（両サイドシャッター付き） 3台
- へ 除雪ドーザ14トン級 1台
- ト 除雪ドーザ11トン級（両サイドシャッター付き） 1台
- チ 凍結防止剤散布車 4台
- リ 小形除雪車1.3メートル級（ハンマーナイフ式草刈装置付き） 1台
- ヌ 小形除雪車1.3メートル級（ディスク式草刈装置付き） 2台
- ル 小形除雪車1.3メートル級 1台
- ヲ 小形除雪車1.0メートル級（油圧式チップバック付き） 4台
- ワ 小形除雪車1.0メートル級 2台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成30年11月22日（木）

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)のイからワまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効



入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからワまでごとに規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年5月1日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年4月24日（火）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① 2.2meter Rotary Snow Remover Quantity: 2
- ② 4.0meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 2
- ③ 3.7meter Snow Removal Motor Grader Quantity: 1
- ④ 3.7meter Snow Removal Motor Grader (One-way Plow) Quantity: 1
- ⑤ 14ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutter Wings) Quantity: 3
- ⑥ 14ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1
- ⑦ 11ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutter Wings) Quantity: 1
- ⑧ Truck Mounted Material Spreader Quantity: 4
- ⑨ 1.3meter Compact Snow Remover (Hammer Knife Mower Device) Quantity: 1
- ⑩ 1.3meter Compact Snow Remover (Disk Mower Device) Quantity: 2
- ⑪ 1.3meter Compact Snow Remover Quantity: 1
- ⑫ 1.0meter Compact Snow Remover (Hydraulic Tipback Device) Quantity: 4
- ⑬ 1.0meter Compact Snow Remover Quantity: 2

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. May 21, 2018

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023 (630) 2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成30年5月29日（火） 午後1時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量  
山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 平成31年1月1日から平成36年12月31日まで
- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際捜査係  
電話番号023(626)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際捜査係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際捜査係で交付する。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるもの）に限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年5月2日（水）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年4月23日（月）午後4時までに山形県警察本部刑事部組織犯罪対策課国際捜査係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Management System of Organized crime information: 1 unit
- (2) Time-limit for tender: 1:00 P.M. May 29, 2018
- (3) Contact point for the notice: Organized Crime Control Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023(626)0110

平成30年4月10日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成30年4月10日発行 発行人 山 形 県